

(目的)

第1条 この規則は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本市の林道維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 林道の管理者は市長とする。

(出役要請)

第3条 市長は、林道の維持管理のため必要があると認めるときは、関係森林所有者及び林道近傍居住者等に対し、出役を要請することができる。

(災害発生時の報告)

第4条 市長は、国、県の助成を受けなければ、これが復旧困難と認めるべき非常災害の発生した時は、その被害状況を直ちに国、県に報告するものとする。

(路面の保持)

第5条 路面は、特別の事由がある場合を除くほか、次の各号により当初の築道形態を保持しなければならない。

- (1) 路面の車てつが両側に圧出したときは、土砂利又は補足砂利をもって充実し、かき上げるこ  
と。
- (2) 路面に突き出ている岩磐、玉石、樹根等は、これを掘り取り土砂利をもって埋戻しをするこ  
と。

(路面の整備)

第6条 路面は、次の各号により常に整備しなければならない。

- (1) 路面に生じた草木及び崩潰土砂の障害物は、これを除去する。
- (2) 冬期間における路面の積雪の除去に努めること。
- (3) 林産物の搬出支障となるべき竹木に対しては、枝打その他適宜の処置をとること。

(路面排水管理)

第7条 路面その他の排水は、次の各号により常に注意を怠らないものとする。

- (1) 橋、暗渠、側溝等が障害物のため排水不良になったときは、すみやかに除去すること。
- (2) 降雨雪後においては、水たまりその他排水不良の箇所に対し、適当な処置を講ずること。

(災害発生時の措置)

第8条 市長は、出水その他非常災害が発生したとき又は発生のおそれがあると認めるときは、次の各号により危険防止上必要な措置を講ずること。

- (1) 出水その他により林道破壊のおそれがあるときは、関係者の出役を要請すること。
- (2) 林産物搬出不能の箇所が生じたときは、すみやかに適当な方法により復旧の方途を講ずるこ  
と。

(林道夫の設置)

第9条 林道維持管理のため必要がある場合は、林道夫を設置するものとする。

(林道の使用許可)

第10条 林道を使用しようとするものは、林道使用願（第1号様式）を市長に提出して、許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第11条 市長は、林道の使用を許可したときは、使用許可証（第2号様式）を交付する。

2 前項により使用を許可されたもの（以下「使用者」という。）は、林道使用时には常に使用許可証を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の制限)

第12条 市長は、林道の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、降雨雪後路面の破損するおそれがあるとき、又は林道修理その他の事情により必要があると認めるときは、車両について当該林道の通行を制限し、又は禁止するものとする。

(加工等の制限)

第13条 使用者は、許可を得ないで林道に加工してはならない。

(譲渡禁止)

第14条 使用者は、使用許可証を他人に譲渡してはならない。

(許可証の返還)

第15条 使用者は、林道使用の期限が終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに使用許可証を返還しなければならない。

(許可の取消)

第16条 次の各号の一に該当すると認めるときは、市長は、林道の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 林道の使用につき市長の指示する事項に従わないとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、林道の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、従前の郡山市及び熱海町が、郡山市林道管理規程（昭和37年郡山市訓令第5号）及び熱海町林道維持管理規程（昭和38年熱海町告示第29号）の規定により林道使用を許可しているものは、この規則の規定により許可をしたものとみなす。

附 則(令和5年郡山市規則第41号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(郡山市林道管理規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この規則の施行の際現に提出されている第4条の規定による改正前の郡山市林道管理規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市林道管理規則の様式によるものとみなす。
- 9 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる

附 則(令和6年郡山市規則第30号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(郡山市林道管理規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている第2条による改正前の郡山市林道管理規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市林道管理規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第10条関係）

林 道 使 用 願

年 月 日

郡山市長

住所  
(申請者)  
氏名

次のとおり林道を使用したいので許可してください。

- 1 林道名
- 2 使用区間
- 3 使用期間      自            年    月    日から  
                         至            年    月    日まで
- 4 搬出物件の種類及び数量

（第 号）

林 道 使 用 許 可 証

住 所 \_\_\_\_\_  
(申請人) \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

|             |  |
|-------------|--|
| 林 道 名       |  |
| 使 用 区 間     |  |
| 使 用 期 間     |  |
| 搬出物件の種類及び数量 |  |

上記のとおり林道の使用を許可します。

年 月 日  
郡 山 市 長 印

## 注 意 事 項

- 1 林道使用に際し本証を携行すること。
- 2 使用後はすみやかに本証を返納すること。
- 3 郡山市林道管理規則（昭和40年郡山市規則第64号）に違反したときは、本証を返納させ、又は許可を取り消すものとする。